

第7期札幌市子どもの権利委員会 第3回委員会

会 議 録

日 時：2023年11月14日（火）午後6時開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 7階 大会議室

1. 開 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第7期子どもの権利委員会第3回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、K委員とL委員より欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員数14名のところ、参加委員数12名で、委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日、千葉副委員長はオンラインで出席いただいております。

オンラインでご出席の皆様におかれましては、会議中にご自身が発言される場面以外ではミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご意見やご発言がある際は、挙手をしていただき、進行役がご指名いたしましたらミュートを解除してご発言をお願いいたします。

なお、途中退席などをされる際は、チャットでお知らせいただければと思います。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、まず、資料1の令和5年度子どもに関する実態・意識調査の項目設定についてというA4判1枚物、それから、資料2の令和5年度子どもに関する実態・意識調査票の子どもの案、資料3の令和5年度子どもに関する実態・意識調査票の大人の案となっております。

以上3点です。

資料は、事前に送付させていただいております。

そのほか、第2回委員会の資料3-1、資料3-2、資料3-3ということで、調査項目票一覧と平成30年度の調査票の大人のものと子どものものをご持参いただきますようお願いしていたところですが、もしお手元がない方がいらっしゃいましたらお知らせ願います。

皆さん、資料はお持ちですか。

それでは、ここからは寺島委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

2. 議 事

○寺島委員長 寺島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査について、この1点でございます。

事務局より資料のご説明をお願いしたいと思いますが、本日は、子ども向け調査票と大人向け調査票の2種類がありまして、それぞれ分けて審議したほうがよろしいかと考えます。

そこで、まずは、子どもの調査票に関する部分までのご説明をお願いできますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、子どもの調査票に関する部分ということですが、資料1が大人、子ども共通になっておりますので、まず、資料1の説明からさせていただきます。

資料1をご覧ください。

前回の委員会でご説明しましたとおり、令和5年度調査項目設定の考え方につきましては、平成30年度の調査項目を土台としまして、継続するもの、それから、新たに追加するもの、統合・削除するものを整理したところでしたが、前回の委員会でのご意見を踏まえて変更した点について、資料に基づき説明させていただきます。

まず、（2）新たに追加するものをご覧ください。

②の子どもを取り巻く課題の部分で、「ヤングケアラー」「不登校」「自殺の増加」に加えて、「いじめ」という文言を加えております。

その下、2番目の平成30年度調査項目のうち、令和5年度調査で削除・変更する項目の（1）削除する項目ですが、前回の委員会での削除することについて特段異論がなかった子どもの調査票の問6、問8、飛びまして、その下の大人の調査票の問11、問14、問17につきましては、そのまま削除いたします。

そして、今、飛ばしました子ども向けの問15の「あなたを言葉や力で傷つけやすいと感じる人はだれか」という項目は、学校の先生について大まかな傾向を知り、研修などに反映する目的で、学校の先生は子どもの権利を大切にしていると思うかといった形で聞き方を変えて継続するといいいのではないかというご意見がございましたので、これについて検討しました。

「傷つけやすい人」という聞き方ではなくて、悩み事を聞く設問がございますので、その中で学校の先生との関係を把握したいというふうを考えております。

後ほど、またご覧いただければと思います。

次に、（2）意見を踏まえ残す項目ですが、子ども向けの問18、問19については、スマホの利用についての設問は残したほうがよいというご意見が複数ございましたので、項目としては残すことにいたします。

そして、その下、子ども向けの問22と大人向けの問20の「子どもの権利に関する知っている取組について」ですが、この取組を知っていることが子どもの権利を知っているという気づきにもつながり、また、子どもの権利の周知の手がかりにもなりますので、残したほうがよいというご意見がありましたので、これは残すことにしました。

資料1についての説明は、以上となります。

続きまして、資料2をご覧ください。

引き続き、資料2に基づきまして、令和5年度子どもに関する実態・意識調査票（案）について説明させていただきます。

先ほど資料1で説明しました項目設定の考え方を踏まえて案を作成しております。

1ページから順に説明させていただきますので、先ほどの資料1と、前回お配りした平

成30年度の調査票も必要に応じて合わせながらご覧いただきたいと思います。

まず、資料説明の前に資料の訂正がございます。

申し訳ございませんが、9ページをご覧いただけますか。

問22の選択肢2の番号の表記に誤りがありまして、正しくは、「子どもの権利条例の絵本『おぼけのマールとすてきなまち』があること」以降については、番号が3から8ということで一つずつずれておりますので、訂正をお願いいたします。

また、同じく、問22の選択肢5のところで、「児童会館全館において、子どもたちが『子ども運営委員会』があること」と記載されていますが、正しくは「子どもたちによる『子ども運営委員会』があること」と訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございません。

それでは、1ページに戻りまして、ご説明に入ります。

まず、1ページ目は、表紙のアンケートの協力をお願い文となります。

初めに、冒頭の3行目で、「このアンケート調査を通して、みなさんのふだんの暮らしや思いをお聞きし、これからの札幌をより一層『子どもにやさしいまち』にしていくために役立てていきたい」ということで、調査の目的を説明しております。

それから、その下の枠囲みの中の2段目になります。

回答の仕方については、紙の調査票とウェブ回答フォームのどちらかの方法で1回だけ回答するようにお願いし、それぞれの回答方法を説明しております。

なお、紙とウェブによる二重回答については、完全に防ぐことは現実的には難しいのですが、やはり回答者の利便性を考えまして、併用したいと考えております。

3段目には、回答期限の数字を入れる予定です。

4段目には、問合せ先として、子どもの権利推進課ということで明記したいと考えております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

ここからが設問となります。

まず、問1から問3になります。これは、回答者の基本情報に関する設問です。

問1の性別については、平成30年度も問1で聞いていますが、自分の性に対する認識は男性か女性かに限られないこと、また答えたくない方がいらっしゃるという可能性に配慮しまして、選択肢に3の「どちらともいえない」、4の「答えたくない」を追加しています。

その下、問3は、平成30年度にはない設問ですが、一緒に住んでいる人の違いがほかの項目に与える影響を把握したいと考えて、今回、新設しております。

続きまして、その下の問4から問12になりますが、これは子どものふだんの生活や身の回りのことに関する設問です。

問4は、「あなたがホッとでき、安心していられる居場所」ということで、これは平成30年度の問4と同じものですが、先ほど資料1でも述べました新たな観点としまして、

地域とのつながりを問うため、選択肢10「子ども食堂など地域の居場所」といった項目を追加しております。

それから、その下、問5ですが、「夢中になれること、充実していると感じること」を問うもので、これは平成30年度でいうと問3と同じになりますが、選択肢としまして、1の「学校生活」、6の「生徒会などの自治的な活動」というものを加えております。

3ページに移りまして、問6は、学校の授業以外で子どもたちが自主的に参加する体験や活動の機会を問うものです。平成30年度にはない項目でしたが、新たな観点である地域とのつながりの前提となっている社会課題の中で、子どもたちの生き抜く力が育まれるためには子どもの体験活動の機会が重要なものであると考えまして、設問に加えております。

その下、問7は、地域の人たちとの関わりを問うもので、平成30年度の問7と同じですが、ここでも新たな観点としまして、選択肢7の「子ども食堂など、地域の子どもの居場所を利用したことがある」という項目を加えております。

続きまして、4ページに移ります。

問8は、子どもを対象とした参加の取組や環境、問9は、自分の考えや思いを伝える機会を問うもので、それぞれ30年度で言いますと、問5、問9と同じになりますが、ここでも地域とのつながりという観点の選択肢を盛り込んでおります。

それから、5ページに移りまして、問10から問12は、スマートフォンやタブレットの使用に関する項目です。これらの利用が進む一方で、いじめを含むSNS上のトラブルも起きていることを踏まえまして、利用の実態を把握するために、平成30年度の問18、問19から内容を変更しまして、問10では、よく利用する機能を具体的に尋ねた上で、その下、問11では、便利だと思う点、問12では、逆に困ったことが生じた経験を聞いております。

続きまして、6ページをご覧ください。

問13、問14がございまして、こちらは子ども自身のことについて尋ねています。

問13は、自分自身のことをどう思うかを聞いています。平成30年度も問10にあった設問ですが、今回の調査では、自己肯定感についてより骨太に聞くために、自分のことが好きかといった直接的に自己肯定感を問う項目は残しつつ、ほかのアンケートや設問で確認ができるような項目は削りまして、今回、項目数を絞っております。

それから、その下の問14は、保護者の子どもへの関わりを問うもので、こちらも平成30年度の問12と同じになっておりますが、一部表現を変えております。

続きまして、7ページをご覧ください。

問15から問19は、困ったときのことに關する設問です。

問15の悩んだり困ったりしていることは、平成30年度の問13で聞いておりまして、この選択肢6には、既に「いじめのこと」といった項目もあるのですがけれども、新たにヤングケアラーに関わるものとして、選択肢11の「家族のお世話に関すること」といった項目を加えております。

その下の問16ですが、「あなたは、悩み事がある場合にだれに相談しますか」という質問は、平成30年度の間14で聞いていますが、地域のつながりという観点から選択肢を追加しています。

そして、一番下の選択肢15の「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」を選んだ方に対しては、相談しない理由を問うために、下の問17を新設したいと考えております。相談しない理由を把握することで、子どもが悩みや困難を抱えたときに、1人で抱え込まずに声を上げられる環境づくりに活用していきたいと考えております。

続きまして、8ページ目に移ります。

問18は、知っているあるいは利用したことがある相談機関ということで、その下の問19は、どのようなところであれば相談してみようかと思うかを問うもので、平成30年度は、問16と問17で同じような質問しています。

今の問18につきましては、平成30年度以降、新たな相談機関が増えていますので、それらを追加したものになっています。

続きまして、9ページをご覧ください。

問20から問24があります。これは、子どもの権利に関する設問です。

問20は、子どもの権利について聞いたことがあるか、それから、問21は、子どもの権利を何で知ったか、そして、問22は、子どもの権利に関して知っている市の取組を尋ねており、それぞれ平成30年度も問20から問22で聞いているところです。

そして、10ページへ行きまして、問23では、特に大切にしてほしいと思う子どもの権利を聞いています。これは、平成30年度では、子どもの権利の中で大切にされていないと思うものがありますかとネガティブな書き方をしていたのですが、令和5年度調査では、前向きな聞き方に変更しております。

そして、11ページ目へ移りまして、問24の「子どもの権利が大切にされているまちだと思いますか」という設問は、成果指標にも使われておりますので、平成30年度の間24と同じ表現で継続したいと考えております。

その下、問25は、子どもに札幌がどのようなまちになってほしいかを問う設問になっています。

これは、子どもの権利に関する推進計画の上位計画であります第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの目指すべき都市像と基本目標を参考に、この選択肢を作成しておりまして、ご議論いただきました新たな観点とは別に、市として把握すべきものと考えまして、今回、設問に加えているものでございます。

最後に、12ページをご覧ください。

問26ということで、自由意見欄を設けております。平成30年度も問25ということでありましたけれども、令和5年度調査では、「子どもの権利の取組について、意見などがあればご記入ください」ということで明示しました。

なお、子ども向け調査票のうち、今、説明したのは13歳から18歳用ですけれども、

これとは別に、10歳から12歳用につきましては、設問の内容は基本的に13歳から18歳と同様としますが、選択肢を小学生に適したものとなるように、例えば、学年を小学4年生から中学1年生にしたり、あるいは、「部活動」という文言を取るといったような語句修正を加える予定でございます。

子ども向け調査票（案）についての説明は、以上となります。

○寺島委員長 ありがとうございます。

私から2点確認させていただきたいと思います。

問25について、札幌市としての施策の観点から付け加えられた項目だとおっしゃいました。その施策のご説明について、恐縮ですけれども、もう一度お願いできますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） この設問につきましては、子どもの権利に関する推進計画の上位計画であります第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの目指すべき都市像と基本目標を参考に選択肢を作成しております。

ご議論いただきました新たな観点とは別にしまして、これについて、市として把握すべきものとして設問に加えさせていただいております。

○寺島委員長 もう一点ですけれども、10歳から12歳用の質問項目は、先ほど口頭で簡単にこの部分を修正しますとおっしゃった以外は、ほぼ同じということですね。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） はい。

○寺島委員長 分かりました。

それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

○B委員 委員のBでございます。

まず、前回、私から質問させていただきました生活保護世帯、中退の数値といった持ち帰り事項に回答していただきまして、本当にありがとうございます。

この辺のデータは、ほとんど表立って可視化されていないので、私としては非常に参考になりましたので、まず、この点についてお礼を申し上げたいと思います。

それで、ご質問ですけれども、資料2の子ども用の調査の下に、「子ども（13歳から18歳）」と書いてあるのですが、下の文面では「10歳～18歳」と書いてあります。これは、どちらが正しいのかをお聞きしたいのが1点目でございます。

2点目は、2ページ目の設問2で、「大学生」と書いてありますけれども、ここに「短大」を加えるのはいかがかとお提案させていただきたいと思います。短大はまだ残っていると思いますので、短大生がどこにもつけないでその他に丸をつけてしまって、そこに書き込まれると、統計上、分散してしまう可能性があるのではないかと思うので、その点も提案として述べさせていただきたいと思います。

それから、3ページですが、前回、ほかの委員のご質問があつて、設問6に「学校の授業以外で」と新たに加えられたと思うのです。それで、私は民生委員ですけれども、例えば、民生委員が学校に出向いて行って1日民生委員として活動紹介をするという活動もやっているわけなのです。ですから、日常ではないこちら側が事前にお膳立てした取組も地

域の活動の中にはあるのではないかと思いますので、設問7についても整合性ということ
で整えられたらどうかとご質問させていただきたいと思います。

それから、先ほど委員長の質問に対して、設問25については、札幌市まちづくり戦略
ビジョンの施策の一環であるというご説明がありましたけれども、これはいつのものです
か、その辺のところを確認したいと思います。戦略ビジョンはいろいろ出ていると思う
ので、これはいつのものとして理解していいのか、ご質問させていただきます。

○寺島委員長 それでは、今の点について、事務局からご回答をいただけますでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、1点目ですけれども、1ページ目の「1
0歳～18歳」については、子ども用は10歳から12歳のものと13歳から18歳の2
種類あるのですけれども、この表の説明書きにつきましては、10歳から18歳までにこ
の質問をしていますということが分かるように全体の対象者を表記しています。

この右肩の資料2の下に書いてある部分については、2種類のうち年齢に応じたものが
送られることとなりますが、中の説明は2種類にせず、この年代の方全体にアンケート
を送っていることが分かるような説明にしたいと考えております。

それから、質問の2点目の問2の「大学生」のところに「短大」に明記しないのかとい
うご意見だと思います。ここは、確かに、短大生の人の回答が分かれてしまうというの
はご指摘のとおりだと思いますので、「短大・大学生」という表記に修正したいと考えてお
ります。

それから、問7ですが、ご意見の趣旨としては、問6と同じように学校の授業以外でも
関わりが……

○B委員 そういうふうに整合性を取ったらどうかというご提案です。

例えば、こちら側が主導でお膳立てをして地域との取組をしているものもあるので、問
6でそれを聞いているのであれば、問7もそういうふうにしないと整合性が整わないの
ではないかなと疑問に思ったので、ご質問させていただきました。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） この問7は、割と地域の活動を拾い上げたつも
りで作成されているのですけれども、この中で入ってこないような観点というか、地域の
活動があるというご指摘でよろしいですか。

○B委員 設問項目の細かいところは、基本的にかぶさってくるものも結構あると思う
のです。例えば、青少年育成委員会が主導でやっているようなものもあるでしょうし、私
たち民生委員が主導でやっているような地域の取組に小・中学生が参加するということ
もあるのです。例えば、これからだと、スノーフェスタというものが向陵中学校で行
われるわけですけれども、それは、まさしく地域でお膳立てして、そこに現役の中
学生が参加して交流するようなことをやったりしているわけです。

ですので、そういったお膳立てした活動もこの中に含めてしまうのがよろしい
のか、それとも、問6のように、こちら側の主導でやったものは除いた形で、
小・中学生や高校生が自主的にやっているものの統計を取っていくというふう
にしたほうがいいのか、やはり

問6と問7の整合性は明らかにしておいたほうがいいのではないかと思ったのです。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

地域でかつ自主的かというと、実態としてはなかなか難しく、アンケートを取ったときにどれだけいるかなと思っています。

ここでは、地域の方が主導だとしても、そういった関わりを持っているかどうかを聞こうかなと思っていたところでした。ですから、上とはまた別の誰が声を上げたにしても、地域との関わりがあるかどうかを尋ねたいと考えていたところでした。

○B委員 そういう見解であるなら構わないと思いますけれども、ただ、それによって丸つけとか、統計の数値のカウントが変わってくることを想定した上でこれを実施していかなければならないということになるかと思います。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 承知しました。

あとは、問25の観点というのは、今あるビジョンになっています。これからのものではなく、今現在のものを基に分類したものになっております。

○B委員 では、アクションプラン2018ということですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） いえ、アクションプラン2023です。

○B委員 今年のものですね。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） はい。

○B委員 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023は、今後5か年の計画と聞いているので、その一環であると理解してよろしいですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 直近では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンという2022年度から2031年度の10年間のビジョンが示されておりまして、その中からとなりますので、最新のものです。

○B委員 分かりました。

私からは、以上です。

○寺島委員長 ほかに、ご質問を含めて、ご意見等はございませんか。

○A委員 公募委員のAです。

問25ですけれども、私がもしアンケートに答えようと思ったら、どれも魅力的で、どれかなと悩むかなと思ったのです。それで、三つまでとした理由とか、なぜ三つだったのかと、それから、この中にないもので願っているものがあるかもしれないので、一つ項目を増やしてその他を入れたら斬新な考えが出てきたり、何を思っているかが分かるのかなと思ったので、お話をさせていただきました。

○寺島委員長 それでは、今の点について、事務局からコメントしていただけますか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 問25を三つまでとしたのは、やはりどれも目指さなければいけないことは間違いなのですが、全部についてしまうと調査にならないかなと思ひまして、その中で特に大事だと思うものをあえて選ぶとしたらという観点で質問したいと考えております。

- 寺島委員長 その他を設けてはいかがというご意見についてはいかがですか。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長） ここにその他を追加してしまうと、結構いろいろなことが出てきて、それに対応できるかという、基本、子どものための取組ということになるので、施策にすぐ生かすににくいというのがあるのです。もしどうしても書きたければ、問26で書いていただくのがいいかなと考えております。
- 寺島委員長 A委員、よろしいですか。
- A委員 はい。
- 寺島委員長 ほかにご意見、ご質問等はありませんか。
- D委員 調査全般についてですけれども、この調査は5年に1度の調査ということで、前回は平成30年で、今回は2回目になるのでしょうか。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長） いえ、その5年前の平成25年にもやっておりますので、5年ごとにずっとやっております。
- D委員 分かりました。
- 寺島委員長 ほかに、ご質問、ご意見等はいかがですか。
- F委員 Fです。よろしくお願いします。
- すごく細かいのですけれども、問25の「3つまで」は、一つでも二つでもいいということですか。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長） おっしゃるとおりで、「まで」ということですので、一つでも二つでもということと考えております。
- F委員 先ほど、ほかの方からもあったのですけれども、いっぱいあるうちの自分の中でということだと思うので、「最も当てはまるもの」とつけたほうがいいのかと思いました。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長） 「最も」でもいいかなと思いますが、委員の皆様のご意見を伺えればと思います。
- B委員 「最も」となると、一つになるのではないかなという考え方がありますよね。
- E委員 問23で「特に」とあるので、「特に」では駄目ですか。
- B委員 基本、三つと言えば、上位三つを選ぶと思いますよ。ただ、現役の高校生の委員の皆さんがいますから、当事者の視点から見てどうかという意見は述べていただいたほうがいいかなと思います。
- 「特に」のほうがいいですか。
- E委員 見る側としては、そんな細かいところは見ないかなと感じます。
- B委員 それは、そうですね。
- J委員 「3つまで」のほうがつけやすい気はしますよね。
- B委員 私であれば、「3つまで」といったら、上位三つをつけるというイメージを持ちますよね。
- J委員 そのほうがカウントしやすい結果が出るかもしれないですね。

- B委員 「最も」や「特に」とすると、どれにするかというふうにみんな悩むのです。さらに究極的に悩んでつけるとなるのかなという感じはします。
- J委員 よくよく考えて一つにしてしまうかもしれないですね。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長）一つでも大丈夫ですが、三つもない中での一つなのかなと考えますね。
- H委員 9割以上は絶対気にしないと思います。
- B委員 その1割はどういう意味合いですか。
- H委員 三つまでなら一つでもいいのかなというどうでもいいところで若干迷う人ですかね。1割もないかもしれないですけども、それなりにいるかなと思いました。そこを捨るか、捨わないかということだと思います。
- もし私のところに来たら、何も考えずに三つぱつとつけると思います。
- G委員 13歳から18歳用なら、このままでも通じるかなと思います。中学生と高校生は、こういうアンケート系は何回も答えているから、「特に」とか何もついていなくても理解できると思うし、自分で上位と分かると思います。
- 小学生になると、ちゃんと文を読んで答える子が多いのかなと思うので、小学生版だけ「特に」をつけてもいいと思いました。ちょっとくどくなるかなと思いますけれども、丁寧にするならいいのかなと思います。
- E委員 これは13歳から18歳と書いてあるのですけれども、小学生も同じ文章ですか。
- 事務局（山縣子どもの権利推進課長）同じです。
- B委員 それは、さっき私は質問したとおりだと思うので、同じものではないでしょうか。
- E委員 では、難しいのではないのでしょうか。
- H委員 お母さんに聞いたらどうにかなりそうですね。
- E委員 そうしたら、お母さんのアンケートになってしまいそうです。
- B委員 家族の方が代わりに記入してくださいというふうに説明文に書いてありますから、代理に回答する可能性もあると思います。
- H委員 では、そこまで、ううんとなることでもないのかなと思います。
- J委員 このままで行きましょうか。
- B委員 どうバイアスがかかるかという問題はあるかもしれないですけども、私は、このままにして取って見たらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- H委員 私は賛成です。
- F委員 選択肢が多かったんで、あっ、多いなと思ったときに、答えやすいほうと思っただけなので、皆さんのご意見で大丈夫です。全然こだわりはないです。
- 寺島委員長 では、このままにすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 子ども向けの調査票についてのご議論は、以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、子ども向けの調査票については、ここまでとさせていただきます。その後、大人向けの調査票についての審議に移りたいと存じますが、ここで、休憩を挟むことにいたします。

[休 憩]

○寺島委員長 それでは、議事を再開いたします。

前半は子ども向け調査票の案についてご審議いただきました。

続きまして、大人向けの調査票の案の審議に入りたいと思いますので、こちらについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、資料3に基づきまして、令和5年度子どもに関する実態・意識調査票の大人の案をご覧ください。

先ほど子ども向け調査票をご説明したときと同じように、資料1と平成30年度の大人向け調査票も必要に応じてご覧いただきたいと思います。

説明の前に、申し訳ございませんが、こちら資料の訂正がございます。

まず、資料3の9ページの間21になります。

こちら、子ども向けの方と同じように、選択肢の番号表記に間違いがありまして、三つ目の「子どもの権利条例の絵本『おぼけのマール』とすてきなまち』があること」という項目が3番となりまして、以後、4、5、6ということで8番までという数字になります。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

また、同じく、先ほどもありました間21の選択肢5ですが、「児童会館全館において、子どもたちが『子ども運営委員会』があること」となっておりますが、正しくは「児童会館全館において、子どもたちによる『子ども運営委員会』があること」ということで、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。

それと、もう一点ありまして、資料3の10ページから11ページに書いてある設問の番号ですけれども、10ページに間21と書いてあって、11ページには間22、間23とあるのですけれども、正しくは10ページの上にあるものが間21ではなく間22、11ページにあるものが間22、間23ではなく、間23、間24になります。番号が一つずつずれておりますので、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1ページ目は表紙ですが、こちらは子ども向けと同じく、アンケートの協力のお

願い文となっておりますので、説明は省略いたします。

めくっていただきまして、2ページ目から設問となっておりますが、問1から問4につきましては、回答者の基本情報に関する設問です。

まず、問1、性別の設問については、子ども向けと同様の考え方で、1番目から4番目まで選択肢を設けております。

問3は、住んでいる区とありまして、これは居住区ごとの大人の傾向を把握したいと考えまして、平成30年度にはなかったものでしたが、新設しております。

その下の問4の同居している子どもがいるかという設問がありますが、こちらは平成30年度では、問3で、お子さんや身近に関わりのある子どもがいるかと聞いていたものですけれども、今回、地域と子どものつながりを詳しく聞きたいという観点から、問4で同居している子どもについて聞いて、その下の問5で、地域の子どものについての関わりを聞くということで、設問を分けております。

そして、その下の問5の選択肢7ですが、「子ども食堂など、地域の子どもの居場所などを通じて関わっている」ということで、選択肢を増やしております。

さらに、問5の選択肢10の地域の子どもの「関わりはない」と答えた方に対しては、さらに3ページに進みまして、問6ということで、関わりがない理由を新たに問うことで、子どもと接する機会のない大人に対しても、どのように子どもの権利を普及啓発していくかということの検討に生かしていきたいと考えております。

続きまして、同じく、3ページの問7からは、子どもの健やかな育ちについて、大人の意識を問うという質問になっております。

問7は、子どもに関する社会的な課題で関心のあるものということで、平成30年度は問4で聞いていたのですけれども、今回、新たな観点にある社会課題を受けまして、選択肢7の「子どもの自殺」、それから、選択肢9の「ヤングケアラー」、選択肢11の「生理の理解不足や若年妊婦など性に関すること」といった項目を加えております。

それから、その下、問8になりますが、子どもの印象を聞いております。こちらは、平成30年度では問5というもので同じ質問していますが、今回、前向きな聞き方に変えております。

めくりまして、4ページ目の問9の子どもが健やかに育つために必要だと思う体験や活動を聞くもので、様々な社会課題がある中、子どもの生き抜く力を養う上で必要なことを問うという観点から、今回新しくこの設問を設けております。

その下、問10は、子どもを対象とした参加の取組や環境が十分あるかというもの、そして、次の5ページ目の問11では、子どもが自分の考えや思いを伝える機会というものを問うものですが、それぞれ平成30年度にもありまして、問10と問12で同様の質問をしているものです。

その下、問12は、新たな観点としまして、あなたやあなたの周囲では、子どもの考えや意見を聞くことができているかということをお問うものです。

そして、その下、問12の中で、「あまり聞くことができていない」、それから、「聞くことができていない」と答えた方には、問13としまして、その理由を聞いていくこととしています。

めぐりまして、6ページ目の問14の子どもと接する際に大切にしたいと思うことについては、平成30年度の問7と基本的には同じですが、こちらは保護者以外の方でも答えられるような設問ということで変えております。

続きまして、6ページの中段、問15から問18は、子どもの悩みや相談に関する質問です。

問15、問16は、新たな観点としまして、地域と子どものつながりを把握できるように、まず、問15で、子どもから相談を受けたことがあるかというものを聞きまして、「ある」と答えた方には、さらに6ページの下、問16-1で、どのような関係の子どもからの相談か、それから、次のページへ行きまして、問16-2で、どのような悩みや困り事の相談を受けたかということで、その内容、問16-3で、どのように対応したかということで、相談への対応方法ということで、具体的に聞いていくこととしております。

こちらは、平成30年度については、問6と問13に類似の設問があったところです。

8ページへ行きまして、問17は、知っている、あるいは、利用したことのある相談機関について質問しています。

問18は、どのようなところであれば相談してみようと思うかを尋ねるものですが、こちらは、平成30年度は、問15と問16で同じような質問しておりまして、こちらも相談機関については、新たな相談機関ができておりますので、追加しております。

続きまして、9ページに移りまして、問19以降問23までですが、子どもの権利に関する設問です。

こちらは、成果指標に関連する設問でありまして、平成30年度も問18から問22で聞いていますが、こちらも子ども向けと同じように、表現はポジティブなものに変えております。

最後になりますが、問24の自由意見欄ですが、子ども向けと同様に、子どもの権利に関する取組についての自由記載ということでお願いしたいと考えております。

大人向け調査票案の説明は、以上になります。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移りたいと思います。

ご質問も含めて、ご意見ある方はお願いいたします。

○B委員 まず、一つは、問7ですけれども、「ひきこもり・不登校等」という文言が書かれています。ひきこもりを最初に持っていることについては、私個人は非常にありがたいと思いますけれども、子どもの調査ですので、「不登校・ひきこもり」にしたほうがいいのではないかと思います。

それはなぜかという、7ページの問16-2の7項目めの設問の選択肢に、「不登校のこと」と書かれています。ですから、ここと整合性を取るために、「不登校・ひきこも

りのこと」と統一させてはいかがかと一つご提案させていただきたいと思います。

それから、二つ目ですけれども、設問16-1の2項目のところに「弟妹」とあるのですけれども、必ずしも、相談を受ける人は弟妹だけでは限らないと思うのです。ここは、「兄弟姉妹」としたほうがよろしいのではないかとご提案させていただきます。

○寺島委員長 何かコメントはございませんか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、問7の3番目の「ひきこもり・不登校など」の表記につきましては、ご意見のとおり「不登校・ひきこもり」と修正させていただきたいと思います。

それから、問16-1ですが、大人を対象とした調査になりますので、回答者よりも年上の兄や姉となると、恐らく、子どもではなくなってしまうので、「弟妹」としているところがございます。

○B委員 そうなのですけれども、必ずしも、そうではない場合もあるのではないかなと思ったのです。

これは、あくまでも私の個人的な意見です。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 例えば、具体的にどのような場合か想像し切れていないので、もしよろしければ、こういう方だったらそういうふうになってしまうということはございますか。

○B委員 例えば、子どもであっても年上の人の相談に応じることはあるのではないかなと思うのです。そういうことはないですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） これは大人の方ですから19歳以上です。19歳以上の方がさらに年上の兄姉と……

○B委員 大人についてもですね。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 大人の相談を受けているということですか。

○B委員 大人の相談というか、年齢を問わず、別に、弟妹だけの相談に応じることにはならないのではないかと疑問に思ったのです。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どもから相談を受けたことがありますかという設問にするつもりだったので、子どもは何歳までかなと思ったときには18歳未満の方がおのずと対象になってくるのかなと考えていました。そうすると、これは19歳以上の方にしか聞かないので、絶対年下の人になるのかなと思っていたのです。

○D委員 この問15の子どもから相談を受けたことがありますかという設問について、時点を区切っていないので、例えば、5年前に自分が15歳のときに16歳の兄から相談を受けたことがあるのだけれども、これは関係ないかという疑問は出てくるかもしれないなと思ったので、もしそういう想定であれば、問15で直近1年としないと、先ほどのB委員のお話から、子どものときに兄から相談を受けたけれども、これはどう答えたらいいかなと疑問に思ってしまうかもしれないです。

○B委員 難しいところではあると思うのです。いろいろな角度から見ていった場合とい

うことで、お含みいただければと思います。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 分かりました。

別にこだわることはなく、広くそういう経験を問うたほうがいいということでいけば、「兄弟姉妹」と変更させていただくのがいいかなと思いました。修正させていただきます。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○H委員 すごく細かい点になるのですが、問4で「15～17歳まで（高校3年生を含む）」と書いてあるのですが、「6～8歳（小学生低学年）」「9～11歳（小学校高学年）」は別に小学校6年生を含むという言い方をされていないのか、なぜ高校3年生だけ特別にこういうふうに書かれているのかがすごく疑問でした。

すごくどうでもいいことではあるのですが、小学校高学年といたら6年生も含まれると思うのですが、6年生は誕生日を迎えたら12歳です。ですから、何で高校生だけこういう言い方をしたのかなと気になりました。

あとは、7ページの間16-3の8の「関係機関と連携したかったが、どこに連携したらよいかわからなかった」という日本語に違和感があって、「どこと連携したら」というように、「どこに」というよりは「どこと」のほうが正しいのかなと感じました。

○寺島委員長 今、最後にご指摘いただいた点は、直前のところで「関係機関と連携したかったが」とあるわけですから、そうすると、「どこと」となったほうが自然なのかなと今伺っていて思いました。

今、ご質問があった問4のことも含めて、事務局からご回答をお願いします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 連携については、「どこと」と修正させていただきます。

子どものところは、一般的に、高校3年生の方のほとんどは途中で18歳となるのですが、そのときに、では、3年生になったからといって、あなたは、もう子どもではありませんとなるかという、なかなか難しい部分があります。それで、17歳までと一旦書きつつも、18歳になったからといっても、高校3年生は子どもの範疇として社会的にも扱われていることが多いので、ここは高校3年生を含むということで、子どもの終わりは高校3年生の卒業までですと区切る意味で、ここだけ書いてあるものになります。

あとは、大まかにこれぐらいが当てはまるということで、説明書きを加えてあるのですが、厳密に言うと、おっしゃるとおり、どうしてもちよつとずつずれが出てしまうということで、全てを表現し切ることはなかなか難しくなっております。

○寺島委員長 というご回答だったのですが、よろしいですか。

○H委員 はい。

○寺島委員長 ほかの方からいかがでしょうか。

○A委員 5ページの間13の選択肢5の「聞いても生かすことができないから」は、「生」という字よりも「活」のほうがいいのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

○寺島委員長 ご回答をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 実は、「活」は常用漢字ではないのです。だから、意味としてはそのほうが通りはいいのですけれども、この「生」という形になってしまうのかなと考えております。

○寺島委員長 面倒かもしれませんが、「活」にさせていただいてルビを振っていただくということはできないですか。1ページにはルビを振っている部分もありますし、いかがですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ほかの表記としては、平仮名表記になります。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉副委員長 参考になるかどうかは分からないのですが、教育委員会が学校現場で使っている表記の原則を見ますと、「生かす」は全て「生」という字を使うとなっているようです。

確かに、使ってしまうのですが、ワードで打つと、「活」は常用外となっていますよね。ですから、教育委員会全体では、「生かす」については、「生」を使うことになっています。

○寺島委員長 公文書の表記の方法について、改めて学ぶ機会となりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○F委員 8ページの間17のアの「学校のスクールカウンセラーなど」の「など」は何かかなと思ったのです。子ども向けの問18に同じ質問があるのですが、こちらは「など」がないのです。「など」の中に何か理由があるのでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 子どものほうに合わせて、「スクールカウンセラー」と統一させていただきたいと思います。

○F委員 スクールソーシャルワーカーかなと思ったのですが。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） あえて言うとしたらそうですけれども、そこまで厳密にしなくてもいいかなと思っています。

○F委員 もう一つですが、先ほど、3ページの間7の「不登校・ひきこもり」という選択肢がお話に上がっていたと思うのですが、選択肢の中に何や何というダブルバーレルが結構多いなと思っていたのです。ひきこもりと不登校は同じものかなと思うのですが、そこは分けなくてもいいのでしょうか。

○B委員 不登校とひきこもりの関係性は、重複している場合があります。不登校でひきこもりの人がいるわけで、大体、不登校の1割から2割ぐらひはひきこもりになっている人がいるのではないかと思います。

ただ、不登校全部がひきこもりなのかということになると、それは違うのではないかと、思っていますので、分けるなら分けてやったほうがいいのいいのかもしれないですが、そうすると選択肢が増えるので、その辺りはどうなのかなと思います。

○G委員 質問ですけれども、ひきこもりと不登校で、私の知識不足かもしれませんが、子どものひきこもりの人は不登校なのかなと思うのです。子どもたちを対象にしたら、18歳や高校に行っていない人は例外になると思うのですけれども、学校に行っている生徒だったらひきこもりになる人は不登校かなと思うのです。

私は、この質問の意図が理解できていない部分があるのですけれども、学校に行かない人、社会と関わりが少ない人を課題としているのだったら、不登校でもいいのかなと思ったのです。ひきこもりは項目として入れたほうが絶対いいと思うのですけれども、設問が増えたりごちゃごちゃするという面を考えたら、ひきこもりを取って不登校だけにするという考え方もありかなと思いました。

○B委員 その件については、2018年に札幌市が子ども未来局の所管でひきこもり実態調査をやっていると思うのですけれども、15歳から64歳までのひきこもりが札幌市内だけで約2万人いるという調査結果が出ています。ですから、非常に大きな問題であることは間違いないと私は思いますので、この調査項目からひきこもりを全部削除することについては反対したいと思います。

○H委員 学校に行かなくてもいいからひきこもりだけはどうにか改善してほしいと思っている親もいるかもしれないですし、学校に無理に行けとは言わないけれども、学校ではない別の方法で社会と関わりと持ってほしい、ひきこもって家から全く出ないのではなくて周りに関わってほしいと思う人もいるかもしれないから、確かに、それはなくさないほうがいいのかという気持ちはあります。

○寺島委員長 学校に行っていない、そもそも通学していない子どものひきこもりという問題もあり得ますので、不登校だけではカバーできないところもあるのかなと思われる部分がありますね。

それと、もう一つ、先ほどご意見の中でご指摘がありましたけれども、この問7については、選択肢を三つまで選んでくださいとなっておりますので、選択肢が増えると、つまり、ひきこもりと不登校を別の項目にすると、それだけ選べるものが減ってくるようになりますね。要するに、選択肢が増えると、それだけほかのところを選ぶ余地が減ってしまうので、それはどうかということですね。

それを踏まえて、ほかの方、いかがでしょうか。

○B委員 私は、「不登校・ひきこもりなど」という表記で残していただいて調査することに賛成したいと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○H委員 「特にない」に丸をつけて、その情報が集まったときに何になるのですか。ほかのものなら、こういうことに関心があるのだったら、では、これについてプッシュしてみようとか、いろいろなことをやってみようとするかもしれないのですけれども、「特にない」が来たとしても、では、やらないとはならないですよ。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） そうですね。問題を感じていないのだなという

認識から入らないといけないかなと思います。

○H委員 では、なくすわけにはいかないですね。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○D委員 まず、既に指摘があったかもしれないのですけれども、問5も数字の重複があるようですね。

あとは、問17のところ、相談機関について、札幌弁護士会がやっているのは「子どもの権利110番」ですけれども、北海道警察少年サポートセンターがやっているものも「子どもの権利110番」という同じ名称でよかったですでしょうか。もしかしたら、少年相談110番など、違う名称かもしれないので、もう一度ご確認いただければと思います。たまたま全く同じ名称でしたというのであれば、それはそれでいいと思います。

あとは、今回、5,000人が対象ですけれども、多分、この回答は1,500人ぐらいとなると思うのです。今回は紙ベースもあるので、集計の都合上、5,000人が限度かなと思うのですけれども、今後、ウェブになっていったらもう少し人数を増やす予定なのか、お聞きしたいと思います。

最後に、もう一個、大人用の説明文書の1ページ目に、「令和7年度（2025年度）からの新たなにまとめた計画をつくるため」と書いてあるのですけれども、具体的に取組の名称を入れたら、大人の場合は、興味のある方はさらに調べたりするかなと思いました。

○寺島委員長 今の最後の点について、繰り返しお尋ねしますが、取組を書いたほうがいいのかというのはどういう意味か、もう一度おっしゃっていただけますか。

○D委員 大人用の1ページ目の上から3行目に「令和7年度（2025年度）からの新たなにまとめた計画をつくるため」と書いてあるのですが、興味のある大人の方は、その計画を調べたりすることもあるかもしれないので、計画の名称をこのアンケートに記載してはかがかなと思いました。

○寺島委員長 繰り返しお尋ねして、申し訳ございませんでした。

今、ご質問、ご指摘がありました点について、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） まず、選択肢の番号が間違っていた問5については、大変申し訳ございません。送るときには訂正させていただきたいと思います。

問17の「子どもの権利110番」は、「少年相談110番」が正しかったので、申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

それから、対象者の人数については、こういう調査物で何人ぐらいに調査をすれば大体全体像が見えてくるという数字がございます。今回は、大体この人数ぐらいを聞けば、それ以上聞いても似た傾向が出てくるということで、必要な人数から取る形にしているため、今のところは増やすことは特に考えておりませんでした。

新たな取組の計画名ですけれども、計画は議論をいただいてつくるもののため、正確に言うと、この名前の計画をつくりますと言っていいのかかなという部分はあるのですけれども、前期計画からの続きとなりますので、今の名称を書くことは可能かと思えます。将来、

この後、どんな計画かを見られるようにというご指摘だと思いますので、そのような形で修正を加えたいと思います。

○D委員 少年サポートセンターは、子ども向けのアンケートにも同じ項目がありましたので、そちらも修正をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） あわせて変えさせていただきます。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○I委員 先ほどの3ページ目の問7の「不登校・ひきこもりなど」に関して議論があって、ずっと見ていて気になった点が幾つかございます。

一つ目は、これを聞いてどのような統計分析をかけるのか、全体も含めて気になっています。1から16の中でそれぞれが関連すると統計上問題が出ることを複合要因というのですけれども、そう考えると、例えば、3と5は、5があるから3あるみたいな関係性が出てきてしまうと、統計上、問題が出るのです。全体を通して言えることなのですけれども、どんな統計をかけるのかなという関心がありました。この統計の手法によっては、このように複合要因をなるべく少なくする必要があると思います。

二つ目は、同じく問7ですけれども、例えば、私は娘がいますので、親として何に丸をつけるかなという目で考えていたのですが、発達障がいの場合だと、多分、その他に書く、あるいは、人間関係のトラブルにも丸をつける、自己肯定感の低下にも丸をつけるかなみたいな感じで結構重複してしまって、その中でばっと見ていくと、どういう基準でカテゴリーができていくのかにも興味あります。例えば、「自己肯定感の低下」は、発達障がいに向き合っている親だったら、自己肯定感という言葉自体もすごく関連しますし、ここだけは、いろいろな要素の中で、だから自己肯定感の低下という因果関係が結構あったり、複合的な要素があるので、その中で三つとしていますけれども、これを取って何かバイアスというか、統計の手法が難しそうだなと思いました。

ですから、質問としては、この「その他」「特になし」以外で、どういうことを想定して、あるいは、何かからのカテゴリーでこの14のキーワードを選んだのか。よくよく見ていくと、レベルの違う話が入っているのではないかと考えています。先ほどのひきこもりと不登校が重なっている部分があるのではないかとということも含めて、ここはもう一度議論する点が結構多いのではないかなと思いました。

今、具体的な提案というわけではないのですけれども、見れば見るほど迷うというか、例えば、5の「いじめ・人間関係のトラブルなど」と、15に発達障がいと書いて二つ丸つける人もいるかもしれないけれども、どちらかかもしれないし、どんなことが見たくて、どんな方法で何を数値化するのか。これと、後々の問8以降の因果関係を見たいといった背景があると、もう少し議論しやすいのかなと思いました。

○B委員 私は、調査を指摘する側の立場に立つほうが多いのですけれども、例えば、調査手法の中で、誰が何に丸をつけているかをクロス集計という形で見ることもできます。そうすると、例えば、どういう人たちが3につけているのか、性別や年代、あるいは、

いろいろなカテゴリーからクロス集計で分析して見ていくことは可能だと思います。

ですから、統計を分析する上でどういうふうに表記していくかというのは、いろいろな集計方法によって明らかにさせていくことになるのかなと私は思います。

○寺島委員長 貴重なご意見、ご指摘をありがとうございます。

今の点について、事務局からいかがですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 今、B委員からお話がありましたとおり、クロス集計で、どんな方がそういうところにつけているという関連性を見ることができます。

関心のあるものということで網羅的に拾っているのですけれども、事柄の重い、軽いという内容を見ていくと違うと感じられるかもしれないですが、子どもの課題は、逆に、複合しないものが難しく、やはりいろいろ絡み合っていると思うのです。その中でどういう切り口で問題を感じているか、まずは一般の方に見つけていただいて、では、それがどういう方がそういうふう感じてつけているのか、まだ答えは分かりませんが、この調査全体を通してクロス集計も活用しながらひもといていけたらなと考えております。

○寺島委員長 I委員から、具体的にこういう項目を加えたほうが良いというご意見はございませんか。

○I委員 それを言い始めると、親というバイアスもあって、人によって違うのではないかと思ったのです。

私が気になったのは、「自己肯定感の低下」というものが結果としてあることで、いろいろなものに含まれると思うのです。私は、クロス集計というのは自分でやったことがないので分からないのですけれども、例えば、因子分析でやると、重複してくるといろいろ問題が出てくるので、それが問題かなと思っています。

あとは、発達障がいもいじめとか人間関係のトラブル、ひきこもり、不登校などと学校教育や受験に関することもすごく広いので、自分の子どものことを考えたときにどれに丸をつけるかなと思うと、三つというのは難しいです。そうすると、例えば、発達障がい丸をつけて丸の数を減らそうなど、数も三つが良いのか、もしかしたら、それによって選択しなければいけない、あるいは、これとこれが該当するけれども、これ含まれているからこっちにしようとか、そもそも自己肯定感の低下が全てに発端だからこれにしようなど、多分、いろいろな考えで三つにどうにか結びつけるのかなと思っています。

一方で、クロス集計は三つと数を決めないといけないのですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） そうではないです。それぞれの項目について、どういう人が答えているかです。

○I委員 逆に、三つではなくて、問題を感じている場合は全部丸つけるというのはどうですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） どんなつけ方でも、その割合に応じて、誰がどこにつけているかを見ることができます。

○I委員 私は、個人的には三つというのはすごく少ないなと思っています、全部に丸をつ

けたいのですが、その中で重複するのはどちらかを選択しますよね。ですから、本当に難しいです。今、私は、具体的にこうしたらどうかという提案がないのですけれども、どうしたらいいかな、難しいなと思ってずっと見ていました。

○B委員 基本的に、一つ一つのカテゴリーが独立して存在しているものは、このカテゴリーの設問項目ではなかなか難しいのかなと思います。あくまでも、この設問項目でここへ上がってきているのは、一つの現象ではないかと私は思っています。

ですから、発達障がいとなると、障害者総合支援法の中でちゃんと位置づけられているし、いわゆる障がいの定義の中にも精神障がいの中に発達障がいが含まれるという形で法律的に障がい認定という形で認められているものになると思うのです。

ここでは、あくまでも現象です。ひきこもりは、病気でもなければ、障がい名でもありません。不登校も、障がい名でもありませんし、病気でもありません。ですので、ここで上がっているのは一つの現象と捉えて見ている形なのです。

○I委員 確かに、現象というとは分かりやすいですね。

○J委員 もし、当てはまるもの全部にチェックしていただいたら集計をするときに支障が出ますか。

アンケートの対象には、いろいろな大人がいると思うのです。お母さんだったり、私のように専門的な仕事をしている者だったり、学校の先生となったときに、私もどこに丸をつけようかなと思ったら、ほとんどに丸がついてしまうのです。

○B委員 結局、全部に丸がついてしまうと、調査する側としては凸凹がなくなってしまうのです。ですので、どれに一番関心があるか、統計上の有意性が出てこないのです。気持的には全部とすれば一番いいのだと思うのですけれども、調査をしていく、分析していくプロセスの中では、やはり上位三つを選択するという形でやっていったほうが有効性が出ると私は思います。

それを取っ払うと、どうしても、全部に丸をつける人が多くなるのです。実際に本格的に調査をやる際には、一回つくった調査用紙を何人かの人に配ってプリテストみたいな形で実験的にやって、どういう傾向になるかを見た上で本調査をする形を踏まえていくのですけれども、恐らく、三つという定めを取っ払ってしまうと、多くのところに丸をつける人がかなりいるだろうという仮説がそこで成立してしまうと思います。

○寺島委員長 今回の点について、事務局から何かコメントはございませんか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） いろいろとご意見をありがとうございます。

ここは考え方もいろいろありますし、社会課題は本当にたくさんあるので、こういう整理でいいのかということもあるのですが、今までのご意見を踏まえまして、一旦、これで進めさせていただいて、分析の中では、今いただいたようなご意見を踏まえながら、どういう分析をするか、どういうふうにクロス集計をやっていくか、検討させていただきたいと思っています。

○寺島委員長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

○H委員 表記的に気づいた点が二つあるので、言わせていただきたいと思います。

まず、当てはまるものに一つだけ丸をつけてくださいというところと三つだけ丸をつけてくださいというところで、漢数字と数字の表記が違っています。基本的に、数字が使われているのに、「一つだけ」に関しては漢数字というのがすごく気持ち悪いなと感じてしまいました。

あとは、子どもの13歳から18歳のほうは問題ないのですが、大人向けのほうでは、一番最後のページの子どものアシストセンターの情報のところに「メールする」とあるのですが、その欄が伸びてしまってQRコードにかぶさってしまっています。すごく細かい点ですが、多分、ミスだと思うので、指摘させていただきました。

○寺島委員長 問22は「一つ」と漢数字になっているのに、先ほどの問7は「3つ」と算用数字になっているということですか。

○H委員 全体的に「3つ」は算用数字になっているのですが、問12や問14、問15の「一つだけ」という表記だけが漢字になっているのです。

○寺島委員長 分かりました。

その点について、事務局でご確認いただいて、必要な修正をしていただければと思います。

ほかにございますか。

○I委員 同じく、今のQRコードとメールするのところで、修正が入ったら分かりやすいかなと思うのですが、二つのQRコードがあって、この「会って話す」のほうはアポイントメントを取るようなサイトに行くのですか。「LINEする」は、多分、友達登録で何かメッセージができると思うのですが、もう一つのQRコードは何ですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 一つ目の重なっているほうは、メールアドレスが出てきます。

そして、「LINEする」というのは、大人のLINE相談は受けていませんので、削除したいと考えております。申し訳ございません。

○H委員 これは、もう少し見やすくできないのでしょうか。子ども向けのほうでも思ったのですが、「電話する」「メールする」「会って話す」と3段になっているのに、「LINEする」だけが右側にあるのです。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 全体のレイアウトを見やすく訂正させていただきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにございますか。

○I委員 同じく、「会って話す」は何かと思ったのですが、ここに直接行っていいということですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） 直接でも大丈夫です。

○I委員 メールとかアポイントメントしなくて、ここに来れば話せますよということですか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長）　そうですね。

できればお電話を先にいただけると時間や場所が取れますのでいいのですが、もちろん、突然来ていただいても大丈夫です。

○寺島委員長　ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長　では、大人向けの調査票の案についてのご意見は、以上でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○寺島委員長　ただいま、大人向けの調査票についてご審議いただきましたが、大人向けの設問の修正点で、子ども向けの設問にも関わる部分につきましては、事務局で、適宜、ご修正いただきますようお願いいたします。

子ども向け、大人向けのそれぞれの調査票の案について、本日の審議で議論が一通り尽くされたかと考えますので、事務局におかれましては、委員の意見に対して先ほどご回答いただきました内容に基づいて調査票を修正していただきまして、確定した調査票は、後日、委員に共有されますようお願いいたします。

それでは、本日の議事は、これで終了といたします。

事務局にお戻しいたします。

3. 閉　　会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長）　寺島委員長、ありがとうございました。

本日いただいた意見に基づきまして、後日、調査票を確定の上、情報共有させていただきます。ありがとうございました。

本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

次回の議題ですが、この調査を行いますので、令和5年度子どもに関する実態・意識調査の結果についてということになります。調査結果がまとまるのは、令和6年3月末の予定となっております。ですので、開催に当たっては、改めて皆様のご都合などを確認の上、また、ご案内させていただきたいと思っております。

まだ時期を明確にできなくて申し訳ないですが、また日程調整させていただきますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、お忙しいところを誠にありがとうございました。

以　　上